

## 令和6年度第1回総合教育会議 議事録

1. 開会日時 令和6年6月5日(水) 14時00分～15時40分
2. 会議場 松浦市役所3階庁議室
3. 出席者
 

松浦市長	友田吉泰	
松浦市教育委員会	教 育 長	黒川政信
松浦市教育委員会	教 育 委 員	石黒修子、前田弘子、吉住正和、氏山智美
[事務局]	教育総務課	教育次長兼 課長 土谷由子、課長補佐 宮本京平
	学校教育課	教育次長兼 課長 松本政美
	生涯学習課	課長 中野正和
	文化財課	課長 内野義
4. 内容
  - (1) 市長挨拶
  - (2) 教育長挨拶
  - (3) 協議
    - ①特別支援教育について
      - ア. 「特別支援教育」の現状と今後
      - イ. 「特別支援教育」の課題
      - ウ. その他
  - (4) その他
5. 傍聴人 無
6. 発言の詳細 以下のとおり(要点記録)

【発言者】	【内 容】
教育総務課長	それでは、ただいまから令和6年度第1回松浦市総合教育会議を開催いたします。初めに友田市長からご挨拶をお願いいたします。
市長	皆さん、こんにちは。教育委員の皆さま方におかれましては、日頃から子どもたち、そして生涯学習も含めた教育現場に亘って様々なご意見、ご指導を賜っておりますことへお礼を申し上げます、ありがとうございます。市政推進にあたってそれぞれの立場でお力添えを頂いております、重ねてお礼申し上げます。昨年度は8月30日に第一回総合教育会議を開催しました。本来望ましいのは学期に一回ぐらい、最低でも年二回という中で、2月に第二回を計画しておりましたけれど、諸般の事情で開催できなかったということで、昨年度は1回だけとなっていました。令和6年度の第一回総合教育会議につきましては、今年の2月に皆さま方にも議論を賜りたいということで準備をしておりました、特別支援教育のあり方について、今回改めてこの議題について、皆さまのご意見を頂きたいと思っております。特別支援教育の現状について担当課から聞き取りを行いましたところ、対象となる児童が非常に増えてきているということもあって、学校現場の対応というのも課題となってきているようでありますし、その一方で国・県の制度の中で、そのあり方に制限があるということもあるものですから、その辺りをどのように解決していけばいいのか、今日は皆さま方とまずは課題を共有して、解決のために

	<p>できることをそれぞれ頑張っていく。そういった意識合わせができればいいなと思っております。来年はピース文化祭があるということで、国民文化祭というものがどういふものか我々もよくわからない状況にありますけれども、せっかく国の大きな文化イベントが長崎県で開催されるということですから、上手にその機会を活かしながら、文化に対する意識を高める非常に良い機会として捉えていくべきと思っているところがあります。文化への取組みについては、熱心な方は非常に熱心なのですが、一般的に生活している中で、スポーツとは違って、文化は若干市民生活への浸透は弱いかと思っているところです。そういった意味でも来年の「ピース文化祭」に向けて、この点もお力添えを賜ればと思っているところでございます。どうぞよろしく願いいたします。</p>
教育総務課長	<p>ありがとうございました。続きまして、黒川教育長からご挨拶お願いいたします。</p>
教育長	<p>教育委員会を代表しまして一言ご挨拶申し上げます。本日は、本年度第1回目の総合教育会議を開催していただきまして、誠にありがとうございます。時期的には新年度も始まって二カ月が過ぎたところですが、5月は小中学校併せて9校の運動会。中学校においては中総体球技・武道大会が行われ、競技に臨む児童・生徒の真剣な姿やあふれる笑顔を見ることができました。また、お隣の松浦高校でも体育祭が5月に行われ、生徒の頑張りを見ることができました。さらには、高総体でなぎなた競技に松浦高校の他にも3校が参加をするという嬉しい大会になりました。さて、本日は特別支援教育をテーマに意見交換することになっております。今年度も新学期が始まり、学校訪問も始めまして、半日日程ですでに6校を訪問いたしました。その殆どの学校で特別支援学級を参観しましたがけれども、個に応じた指導を目指す授業を展開しようと先生方は考えているなと思ったところです。特別支援教育については、資料にもありますが様々な課題もあります。今後特別支援教育についての理解がさらに一層進んで、児童生徒の事を第一に考えたものになるようにと考えているところです。本日は有意義な時間になりますよう委員の皆さま、どうぞよろしく願いいたします。</p>
教育総務課長	<p>それではさっそく協議に移らせていただきます。規定により議長は市長とすとなっておりますので、市長、お願いいたします。</p>
市長	<p>それでは、さっそく協議事項に入らせていただきます。議題は先程から申し上げておりますように「特別支援教育について」です。まずは担当課から、特別支援教育の現状と今後、そして課題について報告をいただきたいと思っております。</p>
学校教育課長	<p>お手元の資料「特別支援教育の現状と今後について」で説明をさせていただきます。まず一番目に「特別支援教育の現状」ですが、実は児童生徒の「学びの場」という言い方をするのですけれども、どこで学んだら一番いいのかというのを学びの場というのですけれども、それが歴史的</p>

に変遷をしております。それをまとめたものを資料の最後に付けております。平成17年に発達障害者支援法ができて以降、少しずつ障害のある方の世の中での生き方をより良くしていく、共生していく、というような方向で改正されております。これを受けて、①ですが、昔は「特殊学級」という言い方をしていたのですが、「特別支援学級」と変わり、「盲／聾／養護学校」が「特別支援学校」という名称に変わったというのが象徴的なことで、「特別に支援をする」という考え方になってきたというふうになっております。②（ア）にあります、共生社会に向けた「インクルーシブ教育」、この言葉の認知は広がってきたと思っておりますが、このインクルーシブ教育というのは、「障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組み」、これをインクルーシブ教育の中でやっていくというものになります。（イ）になりますが、就学相談、就学先決定の在り方も随分変わりました。以前は学校教育法施行令第22条の3を基に、お宅のお子様にはこういった障害がありますので、〇〇支援学校に新小学一年生として入学してくださいというような機械的なやり方であった状態から、今では平成25年9月1日の学校教育法施行令の一部改正で、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みへと変更しました。その際に、学校の設置者及び学校は、体制面、財政面において、障害のある子どもが他の子どもと平等に教育を受ける権利を享有・行使することを確保するため、必要かつ適当な変更・調整、いわゆる「合理的配慮」を行いなさいというふうになりました。具体的に「合理的配慮」というのは、①教育・支援員等の確保、②施設・設備の整備、③個別の教育支援計画や個別の指導計画に対応した柔軟な教育課程の編成や教材等の配慮。つまり、体制や財政でその子どもが学べる環境を整えなさい、というふうになってきたというのが今の状況でございます。2ページ目になります。松浦市における特別支援教育の現状はどうかといいますと、特別支援学級の現状ですが、まず特別支援学級の種別には①から⑥があるのですが、一番なじみがあるのは①知的学級、②自閉・情緒学級あたりかなと思います。実際に松浦市では、この6種類の特別支援学級を有する状態となっております。それが次にあります、松浦市内小中学校における特別支援学級の推移です。平成21年度は調べきれなかったのですが、令和5年度からは6種類の支援学級を有する状態になりました。一番驚くのは次の学級数と在籍児童生徒数の推移なのですが、在籍児童生徒数が、今年度100人を超えました。私の知る限りでは初めてのことです。100人を超えたことは、大きな転換点かなと思ったところです。これについては特別支援教育の認知が非常に進んで、広がって、そしてご理解いただいたところだと思います。（3）にあります、通級指導教室。これは特別支援学級と通常学級の間接の立ち位置なのかもしれません。特別支援学級に入級するまでではないけれども、通常学級に在籍して、週に一回、二回程度の指導を要するお子さまを受け入れる体制。本市では通級指導教室を小学校で4つ、中学校には2つ有しております。対象となる子どもさんは、本市の場合はLD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性）、自閉症の種別をもった学級で組織をしております。（4）になります、特

別支援学級や通級指導教室等、個別の支援を要する児童生徒の推移なのですが、通級のお子さまも増えております。通級と特別支援学級を合計して194人。全児童生徒数の欄を見ていただくと、平成29年の約1700人から今は1500人台と減っております。しかしながら、通級、特別支援学級は増えている。もっと言うと「市教育支援委員会」、これは就学先を決定する委員会なのですが、ここで検討を要するという判定を受けたお子さんは、昨年度200人を超えました。この判定を受けたお子さんの中から、通級に92人、特別支援学級に102人、合計194人。では、その他はというと、特別支援学校や、そのまま通常学級にいるという状態のお子さまも多数いる。基本、通級に通っているお子さまは通常学級に在席しております。3ページになります。本市における支援体制の現状です。(1)は教育振興基本計画のことを記載しております。(2)ですが、松浦市は小中学校教育支援員を次のように配置しております。基本的には、基礎算定数というのがありまして、これは、必要とする数ではなくて、基礎数という通級人数と特別支援学級在席人数を足した数を8で割ります。8というのは支援員一人の受け持ち人数です。これは、特別支援学級数の上限が8となっていることから、定めているのですけれど、これを基礎算定数としたときに、令和6年度は25.125になりますが、これに近い数を予算要求しております。配置していただいた配置人数を配置率として出しております。令和6年度は24人の要求に対して24人を配置していただきましたので、100%という形になっております。(3)は飛ばしまして、(4)の幼稚園・保育所・認定こども園との連携、これが非常に大事になっておりまして、早期から発見して支援に繋げていくということで、松浦市は子育て・こども課を中心に早くから取り組みをされていて、かなりトップランナーとして動いていたと思います。今もそれが続いているということです。(5)佐世保特別支援学校北松分校との連携ですけれど、この北松分校の設置については、友田市長始め、非常に御尽力いただいた方が多数いらっしゃいます。令和3年度以降の在籍数を記載していますが、徐々に在籍する子どもたちが増えてきたという状況です。それに伴って佐世保の本校は減ってきているという形です。あと、本市は指導教諭を県からの枠で1名配置をしていただいております。4ページ目です。本市の課題ということで、大きくは3点あります。1点目は教育支援員の増員のことです。先ほど見ていただきました資料で、通級の子どもさん、特別支援学級の子どもさんが増えているのですけれど、それにも増して、通常学級にいる支援を要する子どもの数も増えてきている。いわゆる判定にかかった子どもが増えてきているという現状があります。したがって、教育支援員を増やす必要があるのではないかと考えておりまして、来年度以降新しくする、市の教育振興基本計画では、市の教育支援委員会における判定人数を基礎数として、それを8で割るとしていこうかと考えております。課題の二つ目ですが、②教育支援員への研修等の必要性和書いてありますが、(ア)の一つ目、医療的ケア児が増えてきているということで、今のところ看護師免許を有した支援員を2名、本市では雇用しておりますが、普通の教育支援員の給与と同じでございます。このままだと看護師免許

	<p>を持つ支援員の確保が難しくなってくるのではないかという課題を思っているところがございます。課題の三つ目ですが、(2)国・県における基準の緩和です。小さくは二つあります。「ことばの教室」といって、舌の動かし方で、か行、さ行、た行が言えないお子さまとか、吃音のお子さまに、舌の動かし方の訓練をすると随分と改善するということが解っております。本市の場合はことばの教室という通級指導をもっておりませんので、今のところ指導ができる医療機関を紹介するというところで終わっています。この「ことばの教室」は在籍13名以上が基準なのですが、これをクリアするのはなかなか難しいものですから、この基準が緩和すればいいかなという願いは持っております。もう一つは特別支援学級在席の上限人数8人は国の基準なのですが、実際、一クラス8人の子どもさんを指導するというのは難しさがあります。この辺りも緩和ができないかなと思っております。マンパワーでやり繰りできるならばマンパワーでと。緩和できるか支援員を付けるかのどちらかでしていきたいなと思っております。長くなりましたが、現状と課題についての説明を終わらせていただきます。</p>
<p>市長</p>	<p>今、担当課から現状と課題について説明がございました。本市の特別支援教育について、今後どうあるべきか、ということで委員の皆さま方からご意見等いただければと思います。対象の生徒たちが増えてきたというのは、学校教育課長から説明があったように、特別支援教育に対する保護者の理解と、その必要性を感じられるようになったというか、そういう環境の変化もあったのかなと思うのですね。私たちの頃、特殊学級といって、クラスの同級生がある学年から突然特殊学級になって、何故だろうと思ったのですけれど、でもそこに在籍していたのは、学校全体の中でも数名でした。昭和40年代の小学校ですから、あれから半世紀を過ぎて、随分変わったのだなと思います。この辺りも含めて、実際に教育現場にいらっしゃった前田委員、いかがでしょう。</p>
<p>前田委員</p>	<p>子どもたちが学ぶということに関して障害児、特に知的の子どもたち。授業をしていて、どうしても言葉の意味とか、話していることがわからない。実際問題として、座っているだけという形で、机間指導、机間巡視している時に、ここまで出来たね、ここまで出来てよかったねと言う程度で深めることができなくて、まとめるということもできなくて、一緒にいながら能力を高めていくとか、そういうことが出来ずにきました。その中で子どもたちが学びたい、少しでも上に行きたい、自分を高めたいという、その為には今の特別支援学級のあり方は非常に良いのではないかと思います。ですが通常学級からは離されている、分離されているという形は、はたして人間社会において共生社会を目指そうとしている今の時代に合っているのかなと思います。だけど学ぶことに対しては、さっきの話が現状だったので、私たちの時代とは随分変わっています。ですから良い所を取り入れながら、少し工夫をしていったらどうかと思うところとか。工夫しながら伸ばしていく。支援の学級も8名ではなくて、せめて4名とか。ことばの教室がないのだったら設置するとか。難しいのでしょうけれど。特に話し合いをすることは、人の話を聞いて、</p>

	<p>理解して、自分の言葉で話していく。それはとても高度な機能がいるのだと思います。そういう時に、知的障害の子どもがそういったグループを作って話し合いができるかといったらできない。それが繰り返した時に、「俺は駄目だ」となってしまい、他の子ども「あいつに言っただけ一緒」とかに繋がっていくことは多々あるのではないかと思います。どちらかという私も口下手で話すことが苦手だったので、グループ学習でも黙っている方だったのですけれども、そうすると話ができる人たちだけで決まっていて、うーんと思っていて。言わない私が悪いのですけれども、話せないこと、理解できないことの苦しみがあるのではないかと考えているので、なるだけ子どもたちのニーズに合っていく形で変化させていただければありがたいと感じます。支援員の数は私が教育委員になった当初より多くなってきているということ。それから教育支援委員会の中で判定人数を基準にしようというふうに変わっていることなど、本当に努力していただいてありがたいと思いました。親も子どもも安心して教育を受けられるようなことになったらありがたいと思っております。しかしながら、先ほど言ったことが、どうしたらいいのかなと思っております。特にことばの教育については、あったらいいなと思っております、よろしくお願いします。</p>
市長	<p>ことばの教育の関係で、担当課どうですか。13名に達していないというところは。</p>
学校教育課長	<p>大きく二つ課題がありまして、県の基準では在席13名以上でことばの教室通級指導の立ち上げの申請ができる制度になっています。この13名が一箇所に集まってもらうという形になるのですけれども、松浦市が島を抱えているという地理的要因を考えると一箇所に集めるというのはなかなか難しいというのがあります。もう一つは指導者の問題。これは以前、非常に特別支援教育に優れた岡村先生がいらっしゃったのですが、その方がいた頃は、併せてことばの指導もできていた。そういう特別な指導ができる先生の確保というものが。現状はそういう方はいませんので、指導ができる方が増えるように研修会をしていく必要があるだろうなと思っております。県の基準のことですが、これは加配措置なので、この教員を一人雇用すると、県は人件費が一千万。加配措置とはいえ、かなりの負担増となる事から県もなかなか基準を緩めることはないだろうなと思っております。なお、佐世保市、平戸市にはあります。</p>
市長	<p>平戸にあるということは、対象者が13人いるということですか。</p>
学校教育課長	<p>かなり昔から設置しているので、設置後は13人いなくて継続できるのです。新設するときには13人必要となります。</p>
市長	<p>そこらへんに柔軟な対応があればね。では教育長、どうぞ。</p>
教育長	<p>松浦で最初立ち上げた平成19年、その時は今福小に通級指導教室を</p>

	<p>設置することにしたのですが、ノウハウもないので、担当が春休みに熊本県の学校に研修にいきました。その先生はもちろん免許はなかったのですが、自分で勉強されて、情緒、ADHDに加えてことばの教室のほうも勉強されていたという経緯があります。</p>
市長	<p>今の件でも、他の件でも結構ですので議論を深めるいろんなことをお願いします。</p>
石黒委員	<p>大分ではオンラインで教えているというのがあります。</p>
市長	<p>これだけタブレットで出来て、会議も可能な限りオンラインでやりましょうというところですよ。今子どもたちはタブレットをもっていますよね。これを上手に活用してできないですかね。今の通信技術を使えばできそうですよね。</p>
学校教育課長	<p>資料4ページの(4)に書いているのですが、市内在住である岡村先生にお願いし、各校一人、研修を受けさせれば、対応ができるだろうと。そこは今後教育委員会として動いていきたい。そういった策は今、頭にあります。</p>
市長	<p>岡村先生なら市内在住でもありますし、今、色々なことに携わっていただいておりますので、ご相談してご協力いただける環境づくりというのは必要でしょう。全くそういった方が近くにいらっしゃらないのならオンラインから検討でしょうけど、近くにおられるなら、まずはご相談してみるというのはありかもしれませんね。</p>
前田委員	<p>オンラインというのはいいかなと思います。一回では理解できなくても、動画を繰り返し見ることによって理解をすることができる。オンラインは非常に有効だなと思いました。</p>
市長	<p>今、松浦市はLTEの利用なので、通信にギガの制限があるのですよね。その辺が課題になるのかなと思うのですけれど、学校にはWi-Fiはないのですよね。いずれにしてもことばの教室については、市内の有識者の方に是非ご協力いただける環境づくりを進めていかなければいけないと思います。他に、皆さまのご意見を賜りたいと思うのですけれど。</p>
石黒委員	<p>特別支援学級の増減人数が8名というところですが、8名を1人でみていらっしゃるのかなと。</p>
市長	<p>8名の基準は？</p>
学校教育課長	<p>国の学級編成の標準法律と呼ばれるもので、普通学級であれば1学級40人、今は35人になっていますが、特別支援学級は8人です。いわゆる国の基準です。この辺りは40人が35人になったように、特別支援学級も見直すべきではないかという議論は起きています。現実的に</p>

	<p>は8人を1人で指導するのは難しいと。そこで松浦市ではそこに支援員をつけているということです。</p>
石黒委員	<p>8名では先生はトイレにも行けないのではないかと。</p>
教育長	<p>県立の特別支援学校は6名です。県立6名と市立8名の差ですけど、県立に通うお子さまは障害の程度が重い。そして複数体制で指導されているので、実質的には3名。確かに8名というのはちょっとですね。</p>
市長	<p>現在の学級数が39学級あって、支援員は24名です。もちろん複数いないクラスもあるでしょうが、やはり8人になったら支援員を1人増やすという感じですか。</p>
学校教育課長	<p>基準だけでなく、障害の程度というものもあります。その時のニーズで、複数の学年にまたがる1年、3年、5年が3人特別支援学級にいる学校と、3年生に3人いる特別支援学級にいる学校。同じ3人でも、同学年の場合には、交流学級と体育の授業の時に3人とも参加するので、交流学級の先生、特別支援学級の先生でしっかり見ることができる。ところが学年がバラバラの場合、交流学級の運動会の練習に一人だけ参加するとしたら、交流学級の先生が指導できるかというとなかなか目が届かない。その場合にその子に支援員が付いていくという体制をとっています。ですから、複数の子どもがいるからというわけではなく、必要性がある。交流学級との交流の時に必ず支援を必要とする子供さんかというのを判断基準として、学校とヒヤリングをして配置校を決めている状況です。いる人間で最大の効果を出すというやり方をしております。</p>
吉住委員	<p>支援員さんは本当に大変だと思います。程度によっては1人に1人が付きっきりですものね。</p>
学校教育課長	<p>合理的配慮の部分で、保護者の方のニーズと、こちらが提供した学びの場のニーズが合致しないパターンがあってですね。保護者の方が、どうしても他の子どもたちと一緒に入学させて、同じように学ばせたいというニーズがあれば受けなければならないというところがあって、そうなってくると通常学級から学びの場を変更できずにいるお子さまも結構いらっしゃいます。そういったところにも支援員を入れていかないと。交流学級の先生、交流学級保護者からいろいろ話をされてくるパターンも多いです。</p>
市長	<p>インクルーシブ教育も含めて、色んな障害の有る人たちと共生社会といわれている中で、そういった法律とか条令だとかは整備されてきたけれども、その整備された中身を実施する上での、マンパワーであるとか、規制であるとかいうところがまだ追いついていないというところがあるのでしょね。</p>
前田委員	<p>人は未完成なので。一学年35人未満の学校は一クラスしかいないの</p>

	<p>で、入学式の時とかに、2組、3組と発表されると、保護者の方々が、あの子は2組、あの子は3組とか話されてですね。やはり一般の人も学ぶ機会を必要とするのではないかと。生涯学習、ずっと学んでいかなければならないでしょうから、そういうふうな学びの場が欲しいかなと。自分も学んでいかなければならないのですけれど。それも必要かなと思います。</p>
氏山委員	<p>御厨小学校では、この学級はこういう子たちがいる学級ですよとか、私の子どもが小学校にいた時は手紙にされて配られていたのですね。それで共通の理解を高められたのは良かったかなと思っています。あと、皆さまが話されたように、子どもの特性は本当に様々で、特別支援の知識とかが乏しいまま、学級担任、支援員をされている方もいると思うのですよ。そこで支援員の増員というのはすごく大切で、その子にはどういった支援が必要かというのを見極めて支援していくというのと、支援員の増員と、あと、看護師資格をもつ支援員と他の支援員の給与が同じということは驚きというか、企業でも免許、資格を持っているとプラスがあるので、そこは増やしたほうがいいのかと話を聞いて思いました。</p>
市長	<p>今年度、支援員を二人増員しています。予算査定でどうやっていくかということで、財政のトップからすると限られた財源の中でどう配分するかという話になってしまうのですよね。なので、やはり特定財源とか、県の制度、例えば県が1/2補助するとかがあれば、やはり予算化しやすい。当然、市も1/2の負担はあるのですが、あったとしても、そこに財源の手当てがあればやりやすい。全額が市の持ち出しとなると、なかなかハードルが高いのですよね。必要性はわかっているのだけれども、本当に幅広いニーズに 대응していくには、なかなか百点満点の結果が出せない。ただ、法律とかルールのところは改善されてきているけれど、実際にそれを運用する環境がまだまだ整っていない。それぞれいろいろな立場で、例えば私は今日皆さまからお聞きしたことを首長会議とかで議論する。教育長は教育長会議とかでやっていただくとか、教育委員の皆さまもそういった機会の中で、色々な場で発言をしていただくのが大事なかなと思うのですよね。今までのルールって誰かがしっかり声をあげて活動してきたことで変わってきたというところがある。現状がわかっているからこそ、わかっている人たちがしっかり意見を具申していくということが大切かなと思いますね。</p> <p>その他に、皆さまから現状についてご質問やご指摘を受けながら議論を深められればと思うのですけれど、子どもたちのそういった支援が必要な子どもたちに対する認識、捉え方というか、学校での環境だというのは、我々の頃からすると子どもたちの方が学んでいて、それが当たり前になっているのですけれど、子どもたちの支援が必要となっている児童生徒に対する配慮についてはいかがでしょうか。</p>
学校教育課長	<p>特別支援教育への子どもたちの理解、イコールで保護者への啓発も兼ねてということになりますが、チャンスは三回あるかなと思っています。その障害をもった子どもが入学した時点での学級を紹介する。こう</p>

	<p>いった子どもさんの学びの場というのがありますと。ひとりひとり特性をもって、それを伸ばすためにあるのですよという紹介を今やっています。二回目は、行事がある毎に特性や特徴がある場面を見せていく。例えば運動会とかは肢体不自由な子どもさんは特別ルールで、ここから車椅子でいきますよとか。昔はそういうのを表に出さない時代があったと思うのですよ。今はそれをどんどん出せるようになってきました。私はパラリンピックのおかげもあると思っています。運動する面でも、そういう特徴・特性がある子どもだって同じような活動ができるのだという場面を見せていくと。逆に言えば先生たちも、その子を安全に配慮して、どうやったら参加させることができるか議論します。そうやって学校行事を成立させていく。もちろん、その為には障害をもつ子どもさんの保護者の方にも事前に了解をとってやっていく。そこにはきめ細かな合理的配慮のもとに教育活動が展開されていく。もう一つは卒業ですね。この出口のところが一番難しいですね。結局、出口イコールその子の進路をどう選択させるかというところで、他の周りの子たちには殆ど関係無いのですけれど、色んな見学先を見て回るとか、あるいはこの進路の先の先にはどういうことがあるのだというような、キャリア教育的な話を保護者の方としていくという部分があります。で、そのことを他の子のキャリア教育と一緒に学ばせるというようなことをたぶんされていると思います。例えば中学校から卒業するときに、福祉就労型支援とかに職場体験に行くとかありますよねとか、世の中にはそういう受け皿があるというのを教えていくシステムをされていると思います。いずれにしても、世の中には受け皿があるということを知ったうえで、もしかすると、ある日自分も事故に遭って障害をもったらどうしますかとかを突き詰めて考えて、指導されている学校もあるとは思いますが、実際に見たことはないですがプログラムとしてはあります。</p>
<p>市長</p>	<p>松浦市は小規模学校がほとんどなので、例えば保育園からずっと一緒に、小学校から中学校の9年間、ずっと一緒ですという子どもたちもいるじゃないですか。そうすると、子どもたちはその子の障害や特性をわかかっていて、そこをちゃんと配慮できるのだなというのを、給食懇談会に行ったときに感じるのですよ。その子にとってベストなことをみんながやっているし、ある意味、そういう子たちと接していかなければわからなかった部分を学んでいる。そこを学校教育課長が言われたとおり、その環境を他の保護者さんたちが受け入れてくれるのかどうかというのもあるのだろうと思うのです。子どもたちは案外受け入れているのではないかなと感じたりするのです。もちろん、障害の状態によって差はあるとは思いますが、そういった環境が整っていない我々、大人からすると、今の子どもたちは、まさにインクルーシブの中において、学校生活の中であって、その特性を受け入れているのかなと思うのですよね。氏山委員、そういった点でどうですか。</p>
<p>氏山委員</p>	<p>本当におっしゃられたように、教室の中でも、会話の中でも、特別な子と見てないですね、みんな。小学校から中学校卒業するまでの9年間、大丈夫だったです。私の子の学年ではないのですけれど、保護者さんが</p>

<p>前田委員</p>	<p>学校に頼んだのかどうかはわからないのですが、うちの子はこういう特性をもっていると入学式の後にクラスの中で話させてくださいと、そして皆さんで共通理解というか、みんなで作っていきこうねという雰囲気になっていって、周りの理解、子どもたちも大事ですけど、保護者の理解が本当に大事だなと感じました。</p> <p>保護者の姿勢というのは本当に大事だなと思っていて、下を向いている保護者さんがいらっしゃって、その保護者さんのお子さんはなおさらですけど、表に出て、堂々と生活されている保護者さんは、障害を持っていても、堂々と動いている感じがします。それも個性でしょうけれど、そのサインというのはあるのではないかと感じます。先ほどあったように、親さんが学級に言えるならいいですし、その子どもさんがそれを親さん達に言ってもいいよとなればいいのでしょうか。9年間何事もなくという子どもたちもいますが、そうじゃない場合もありますし、なかなか難しいところもあるのかなと思います。</p>
<p>教育長</p>	<p>私の校長時代、小学2年に特別支援学級の子どもがいて、交流学級で給食は食べるのですが、たまたま交流学級と支援学級の担任の2人とも出張中で、校長先生お願いしますと、私が一緒に食べて、その子は薬を飲ませなければいけなくて、私が薬を飲ませようとしたら、周りの女子がお世話、準備をするのですよ。周りの子が育っていくとか、そういうふうに育つ一つになっているのだなと思いました。</p>
<p>前田委員</p>	<p>それがインクルーシブですよ、うまくいく場合となかなかうまくいかない場合とがあるのですけれど。</p>
<p>市長</p>	<p>この特別支援学校も含めて、議会で随分議論になったのは通学支援の問題ですね。市の所管は義務教育ですので、小学校・中学校については通学支援をする。同じ対象者なのですが、高校になったらそれがなくなる。それはおかしいのではないかと議論になって、結果的には今年度から対象になっているのですが、やはり支援のあり方って、義務教育と高校教育とで変わってくる。ですから議論をしていたのは、例えば同じ対象者が、高校卒業して松浦市に帰ってきたらどうなるのかと。その場合は、障害者として福祉事務所がフォローするわけです。でもその高校3年間はそういった支援がない、そういったことがまだまだあるのですね。対象者からすると何故その3年間は支援が切れるのかとなるわけです。まさに議会からの指摘の通りなのですが、ただ如何せん、どこかで線引きをしないと。線を引くことが良いわけではないのですが、線を引かないとサービスの主体がどこにあるのか、ということがあったりするので。それは困るし、先ほど学校教育課長が言った中学校卒業時の出口の問題とかですね、その辺りをどういうふうに伝えていくのか。いずれにしても、児童生徒の数は減っているのに特別支援教育を受ける生徒の数は増えている。高止まりというか、これぐらいの数字で推移していくという形になりますかね。</p>

学校教育課長	そうですね、これぐらいがピークかなという感じはしております。
市長	そうだと、先ほどの支援員の研修とかの重要性が高くなるわけですね。
学校教育課長	現在、教育支援員の研修は年一回。教育長、やはり二回以上はすべきですかね。
教育長	だいたい秋ごろにいつも行っているのですが、研修が終わった後に振り返りや反省等を書いてもらうのですが、「一回じゃ足りません」というのはいつも書いてありますね。グループ討議を行って、同じ悩みをもつ者で情報交換するのが有効で、そういうのが一回では少ないですね。
市長	吉住委員、実際に子どもたちにスポーツを指導している立場から、なにかありませんか。
吉住委員	小陸にボール投げってありましたよね。これがジャベリックスローに変わった時の過程ですが、ボール投げは車いすや杖を突いている子は出来ません。全員参加なのにその子は出ることができない、どうしようかということで、その時の校長先生が、ジャベリックなら座って出来るという話になって、ジャベリックになったという経過があります。実際にそういう特性がある子を指導する場合は、私にはそういった知識はありませんので非常に苦労します。やはり、就職先ですよ、中学を出てからどうなるか、一般企業に就職できるのか、生活ができるのか、ですね。
前田委員	一般企業に入って健常者と同じように扱われて、そして段々うまくいなくなくなって退職、引きこもりになってという例は多いかなと。中学校、高校を出た後の対応を考えて行かなければならないなど。
市長	昔からすると、いわゆる就業支援施設とかが市内にも増えてきて、そういうサービスを受けている方々が多くなってきていますね。では、吉住委員がおっしゃられた、十分な生活ができるぐらいの給料が貰えているのかというと、そこには課題があると。ただ、そういった方々を受け入れる環境というのは整ってきているのかなと思いますけれど。最初に就職されたところの待遇とかですね、課題はありますね。先ほど松本課長から、松浦市は保育所、こども園、幼稚園の時から支援をしていくというのがあって、所管外なのですけれど、土谷課長は前任が子育て・こども課でしたので、参考までに、松浦市はそういう特性がある子どもたちをこういったことをこうやって、学校につないできましたよというものがあれば、教えていただけませんか。
教育総務課長	母子保健事業として、こどもの発達状況の確認、把握をし、発達相談、療育の分野に繋いでいくという見極め、健全な親子関係というのを促進するため、ちょっとした育児不安を抱える親の支援ということを目的に

した作業療法士とか保育士による親子教室というものを以前から行っておりまして、親子教室も色々な各種教室を設けてやっています。その中でも、つなぎといった部分では、就学へのつなぎという成果をあげている教室があります。就学準備教室というものがございます。先ほども紹介がありましたけれども、五歳児健診で要精密、療育につなげる必要があると判定された児童とその保護者を対象として、または、この子どもさんは必要だと思われる児童とその保護者を対象とした就学準備教室というのをやっているのですけれど、大変ニーズが高くて、これは4、5回の教室が2クールあるのですけれども、定員越えをしている状況があります。ただ、これはスムーズな就学につなげる教室であって、保護者のご理解があれば、皆さまにも一回見ていただきたいなという、大変充実した教室でございます。また、昨年から実施している発達専門相談というのがあります。これは完全予約の個別相談になるのですけれど、予算を付けていただきまして、公認心理士、言語聴覚士。それに加えて作業療法士、保健師が対応しまして、個別に専門医療機関に結ぶため、連携を図るための相談をやっています。ここで見極めをして、必要な医療とか療育につなげるというのが支援の中身でございます。これによって、現在は地域の相談体制の充実は図られているということでございます。そのうえで、この発達相談というのは、スクールカウンセラーの先生方がこの会にいらっしゃいます。スクールカウンセラーの先生方は、見極める検査を行う資格をお持ちなのですが、自分で実際に検査をして見極めるという経験はなかなか無いのです。この発達相談の会があるので、ここに来られて、専門の方の見極める力を学んでいかれる、ということをやっておられます。人材育成にはこの会は意味があり、今後も充実が図られていくと期待している事業です。検査にかかるスキルアップとか、そういうのを目標にしているのですけれども、児童の見立てと、基本となる資格を有効に活かせる力を身につけられるということに、とてもスクールカウンセラーの先生の方々も喜んで参加しているというのを聞いております。こういった事業を展開することで、子どもの発達状況を確認し、そして保護者の理解を深めながら、いかに就学につなげていくかというのを、今後も進めていかなければならないのではないかなど。いま子育て・こども課ではそれを重要視して進めているというのを聞いています。課題は、支援の充実、学校の支援員さんへつなげるための手立てというか、取り組みを行ってはどうかと。支援員さんのスキルアップが望まれていると聞いております。現状としては、出生は段々と少なくなっておりまして、3年前が149人、それから100人、昨年が97人だったそうです。しかし、支援を必要とする子どもさんは、減少をしていないという状況です。

市長

まさに、資料4ページの幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校との相互連携の充実という意味では、市役所の子育て・こども課を中心に、そういったことができています。ここら辺が、厚労省管轄のこどもの分野と、文科省管轄の小中学校との制度の違いだとかで、市役所でもよく言われるのは、就学前の子どもたちには様々なサービスがあるけれども、小学校に入ったらそれが切れてしまうというのが課題だと。本当にその

	<p>辺は、こども家庭庁も出来て、どんなふうに整備されていくのか、しっかり、それぞれの立場で、課題をつないでいくというのが大事だなと思います。</p>
<p>教育長</p>	<p>いつからだったですかね、5歳児健診に学校教育課からも指導主事が参加させてもらうようになったのは。もうだいぶ長くなりますよね。学校教育課としては、早い時点で配慮を要する子どもさんを知ることができるので、大変意義のある良い連携だなと思います。思い出しましたが、資料1ページに、平成18年3月から「特殊教育」から「特別支援教育」へという改正がありますよね。この時に、平成19年度から学校教育課の職員が1人、子育てこども課を兼務するという事になったのです。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>その後、子育て・こども課の作業療法士が学校教育課の兼務をするということになったのも大きかったと思います。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>作業療法士が学校教育課スタッフの一員として、就学の保育所訪問時に色々と協議できるのは大きいです。保護者とのつながりもできますから。</p>
<p>前田委員</p>	<p>土谷課長のお話を聞きながら、随分積み上げて、保護者の方と色々なコミュニケーションができて、保護者の方も勉強をされているのだなということがわかりました。だから、案外ハードルが低くなってきているのかなというふうに思っています。いい流れが来ている気がしました、ありがとうございました。</p>
<p>市長</p>	<p>子ども課で、そうやって保護者の方々、子どもたちと接してきたことが、今の194人という数字ですね。それは保護者の皆さんが、そこに自分の子どもを通わせることについて否定的だったら、こうはならないと思うのですよね。そこはやはり相互理解があったから。子どもたちにとっては適切な環境の中にあると。ただ、それを支援する側にもマンパワーの課題とかいろんなものがある。例えば、基準の見直しとかで、国・県の予算措置ができたとした時に、実際に人がいるのかというのも課題ですよね。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>学校は基本県費負担教職員を中心に構成されて、その他の支援員等については、市町村の負担という基本的な構造があるのですね。市が義務教育の中で雇用した人間について、どれだけ補助があるのかということ。幼児期の時にはかなり補助があるのですね、手厚いです。これが義務教育になるとガクンと減るのですね。良くて補助は1/3です。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>幼児期は補助があれば補助率100です。先ほどの医療的ケア児の支援員に関してもそうです。看護師をしっかりと雇えるような設定になっています。</p>
<p>学校教育課長</p>	<p>国1/3、県1/3、市1/3。これが平均的な考え方です。いろんな制度があるのですが、この特別支援教育については、支援員の財源措</p>

	<p>置を国はしていると言いますが、地方交付税措置なのでは特定したものではない。最近多いのがスクールサポートスタッフ。これは県教委が言っていたのですが、これに国がどんどん予算付けをしてきていると。ですが、これは先生の働き方改革の為のスクールサポートスタッフなのです。それでも、先生方の負担が軽減されれば、マンパワーへの補助に成り得るのかなと思ひ、これを検討していかなければならないかなと。県はこの事業には金を出すと書いていたので、国の補助があるからだと思ひます。考えていかなければならないと思ひています。</p>
市長	<p>これまでいろいろな議論をしてまいりましたが、皆さまの方からございますか。</p>
氏山委員	<p>ことばの教室ですけれども、ずっと一緒にいるのは親だと思ひますよね。だから、親さんに簡単な指導とか口の動かし方というのをイラスト付きのものを配るといふのはできないのかなと。教室が開けないのであれば。そういう指導といふのは早めが良いと思ひますので、親さんの協力も得ながらといふのも考えたらどうでしょうか。</p>
学校教育課長	<p>テキストを作るということですね。</p>
吉住委員	<p>前田委員が先ほどタブレットと言われましたけど、タブレットでも良いと思ひますよね。実際にはやはり生が一番良いと思ひますがね。私の陸上指導の話になるのですが、高校生も指導して、オンラインで指導するのと、実際に競技場で指導するのは全然違うんですね。できないならオンラインでも仕方がないのですが。</p>
市長	<p>一つ学校教育課におたずねしたいのが、特別支援教室に行く児童生徒たちがこれだけたくさんいるのですけれども、中学校を卒業した後、特別支援学校に行く人、それとは別の進路の人たちもいますよね。大体比率的にはどんな感じですか。</p>
学校教育課長	<p>資料2ページの種別で言いますと、③弱視、④難聴、⑤肢体不自由、⑥病弱・身体虚弱といふのは特別な部分がありますので、そこに応じた学校選択になってきます。①知的の中では、通常の高校を選ぶ子、特別支援学校を選ぶ子、就職をする子に分かれてくるのですが、現在は特別支援学校を選ぶのが殆どかなと思ひます。中には就職といふ子もいます。②自閉・情緒ですが、この種別の支援学校は基本的にはございません。普通高校とか実業高校を受験する形になります。大体は薬を服用しながら進学するのですけれども、入学してからが大変だといふのを聞いております。いまの課題は、この自閉・情緒の子どもさんの高校への受け入れの対応で、やっとな県立学校にも通級を作りだしたといふ話も聞いております。</p>
市長	<p>義務教育には特別支援教室といふものがあるけれども、県立高校にはないだろうから。</p>

学校教育課長	<p>試験的にやっているのかどうかは分かりません。通級はできるのですが。</p>
市長	<p>佐世保特別支援学校北松分校ができて、高校が先で、今度中学校もできて、近い環境に通えるところにあるという所でも、上手に活用していただくということが大事かなと思っていて、私が県議時代に実際に北松分校ができた当時、松浦でも熱心に活動されていた方々もいて実現できたのです。私、第一期生の入学式に行ったのですよ。その子たちの卒業式にも行きました。三年間の成長は素晴らしいですよ。本当に学校でしっかり学んだのだなど。やはり北松分校の良いところは、北松農高と同じ敷地内にあるので、実習とかを一緒にできるというところが、まさにインクルーシブですね。動物とかもいるから世話とかもできる。そういう学校が近くにあるのだから、学校の特性上、肢体不自由の方とかは行けないのですけれど、そうじゃない人たちはもっと積極的に行ってもらいたいですね。可能ならば、松浦鉄道で通うと西田平駅から歩いていくわけですよ、北農高の子たちと一緒に。その通学のところにも、色々と成長の過程があるかなと思って。先輩たちが本当に苦勞して学校を作ってくれて、分校があるからこそ今度中学校も出来たのですから、松浦の皆さんにもわかっていただけたらと思うわけです。今、分校にはバスが通っているのですか。</p>
学校教育課長	<p>自力通学を基本としています、県立の特別支援学校は厳しいですね、自立を基本においていらっしゃるものですから。</p>
市長	<p>高校の先生はそういう資格か何かあるのですか。</p>
学校教育課長	<p>特別支援学校は、特別支援教育の免許を有した先生です。</p>
市長	<p>4ページの特別支援教育の課題としてあげられている分で、まず(1)教育支援員の増員と資質向上については、松浦市と松浦市教育委員会の間で、方向、環境を整えていくべきと思いました。ただ、(2)国・県における基準の緩和については、何度も私も申し上げましたが、是非、それぞれの立場で、お声をあげていただく機会があればなと思います。私の場合は、長崎県市長会というものがあって、その中で、こういった課題があって、こういうことを一緒に見直しを求めていきたいと思います。県や九州市長会へ、それから、九州市長会から全国市長会へあげてという段取りがあります。教育長の場合は、そういった機会としてどんなものがありますか。</p>
教育長	<p>都市教育長会という組織があって、その中で要望活動の中にはこのことがいつも入っておりますし、併せて複式学級の16人の検討、見直しをとっているものもあげております。</p>
市長	<p>教育委員の皆さんには、そういった発言をしていける場というのはい</p>

	かがですかね。
教育長	市町教育委員の研修会がありまして、不登校とかが議題の時には、特別支援教育にも関連した話を発言できる場合もありますね。
市長	その会には当然、長崎県教委も来るのですね。
教育長	そうですね。
市長	まずはやはり県に声をあげていくということですかね。きっとこれは松浦だけの問題ではないのですよね。絶対21市町同じような環境で、行政によってそれぞれあるのしょうけれど。私たち受ける側でも、個人が言うよりも、一自治体とかが言っていくことが制度の見直しにつながったりしますので、引き続きそれぞれのお立場で、研修会等で発言していただけたらと。私や教育長もしっかり声をあげていくことが大事だと思います。ことばの教室は、是非、市内の有識者の方にご相談をして、子どもたちへの対応ができるように、支援員さんたちにもそういったことができればと思うところです。(3) 幼稚園・保育所・認定こども園等と小学校との相互連携の充実については、子育て・こども課を中心に頑張っているということですから、これをしっかり引き続きつないでいくということと、小学校とも既に連携が出来ているということですので、その辺りをお願いしたいなと思います。最後の(4) 教職員の資質の向上、これは今言ってきたこととつながるのかなと思うのですけれど、この件で何か教育長からごさいませんか。
教育長	やはり研修の充実というのを図っていかなければと思います。支援員さんの研修回数については2回かなと。教職員については、県の研修もありますし、市独自のというのも、あまりにもこう、研修、研修で大変ですので、その辺りは兼ね合いも見ながらですね、支援員研修は増やしたいなと思います。
市長	そうですね、先生は働き方改革との関係をどうクリアするかは大きな課題でしょうね。
教育長	でも第一には子どもたちのことを考えないと。
市長	今回の議題の話とは少し違うかもしれませんが、昨年から夏休みが短くなって、学校の授業が増えているのですけれど、そのこと自体は、先生方の働き方改革にとってプラスなのですか。逆に授業のコマが増えて負担になっているのですか。
学校教育課長	考え方としては、夏休みを短縮することによって、授業の時間数がそこで一定数生まれます。その分を先生方が一番忙しい学期末の成績処理の時に、6時間授業を5時間授業にして、放課後の事務処理時間を確保する。そういうふうに当ててくださいとしたのです。そうすると、ある

	<p>程度繁忙期が緩やかになる。一方、子どもたちはどうなるかという、夏休みのスタートの時に、いきなり明日から二学期始まり6時間授業ですとしないで、一週目は4時間ぐらい、二週目に5時間ぐらいと慣らしていった緩やかなスタートとしてください、その分は夏休みに短縮した分を使ってというのを言っているのです。その中で、学校に足が向かない子も、少し向くようにしてほしいということで、子どもにとっても、先生にとっても win-win と思うのですが、先生たちの家族にとってはどうなのかいうところになると、あまり夏休みはありませんので、少しマイナスだったかもしれません。</p>
<p>市長</p>	<p>普通教室には空調を整えたというのもあって、先進地ではそういうところもあっているということで、夏休み短縮等をやりたいという話を聞いて、学校も快適になったということで、いいのではないかと考えていましたけど、そういった点もあるということで、先生方の資質向上を負担も軽減させる中で、必要な研修を受けられたりできれば良いなと思いました。皆さま方と議論してきた中で、課題の対応策については一定の整理はできたかなと思うのですけれど、なにか最後に皆さま方からは何かありませんか。なければ、最後に事務局から。</p>
<p>教育総務課長</p>	<p>次回の総合教育会議についてなのですが、今年度は令和7年度から11年度までの第3期松浦市教育振興基本計画を策定することにしております。この計画につきましては、首長が総合教育会議において教育委員会と協議をし、定め公表するとなっております。義務化されておりますので、緊急的な措置を協議する場合を除きまして、第二回はこれを議題として、1月頃に開催ができればと思っております。詳しく市長の考えをお聞きしまして、また後日ご案内をしたいと思っております。以上です。</p>
<p>市長</p>	<p>では、以上をもちまして、令和6年度松浦市第一回総合教育会議を終わりたいと思います。長時間に亘ってありがとうございました。</p>